

藤沢市の土木工事における週休2日の取組について

藤沢市では、現在週休2日の考え方を取り入れた工期を定め発注を行っておりますが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るため、工事現場における労働環境改善の取組として、本市が発注する土木工事の工事現場における週休2日を確保する工事（経費の補正）の試行を2025年9月から実施します。

今後、試行を踏まえた課題の検証等を行い、建設現場における労働環境の更なる改善を図るものです。

現状の課題

- ・建設業は他の業種と比較しても労働時間が長い傾向がある。
- ・労働者の健康確保やワークライフバランスの一層の推進の必要性。
- ・技術者や作業員の確保及び育成。

週休2日を確保する工事とは

- ・月単位の週休2日：期間内全ての月で4週8休以上の現場閉所日を設ける。
- ・完全週休2日：月単位の週休2日を達成し、かつ期間内の全ての月で土・日曜日とも現場閉所日を設ける。

対象工事

施工条件等を勘案し市長が試行を実施することが適当と判断した工事。

試行内容

月単位の週休2日の補正係数を適用した週休2日工事として発注（発注者指定型）し、履行確認を行ったうえ、設計変更により完全週休2日が守られた場合は増額を、月単位の週休2日が守られない場合は減額を行うものとします。

また、アンケートや聞き取りを行い更なる制度改善を図ります。

週休2日工事の補正係数

区分	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休2日	1.02	1.02	1.03
月単位の週休2日	1.02	1.01	1.02

その他

今後、検証を踏まえ、適用工事の拡大や営繕工事への反映を予定しています。